

本プランは子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」として位置付けられています。各市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を踏まえた県内の幼児教育・保育の量の見込み及び確保方策並びにこれに伴い必要となる保育士等の数の見込みは次のとおりです。

1 教育・保育の提供体制の確保

第5章 子ども・子育て支援新制度の推進

【保育所等における保育の利用定員総数の見込み】

単位：人

年度	R1 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	115,369	125,550	127,936	129,804	131,504	133,236
確保方策	121,157	129,317	136,379	142,078	146,084	149,613

〈算出の方法〉

○市町村計画の数値に基づき作成

- ・市町村計画では、保護者に対する利用希望調査の結果等を踏まえ「量の見込み」(需要)を算出。
- ・「確保方策」(供給)は、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所などの利用定員であり、市町村では必要に応じ、これらの施設整備等を計画

【保育所等待機児童数】

単位：人

毎年4月1日	H31 (実績)	R2	R3	R4	R5
県合計	1,020	573	0	0	0

令和2年度末までに保育所等待機児童数の解消を図り(令和3年4月1日時点で0)、その後も引き続き、需要の伸びに対応した供給の確保により、各年度当初待機児童数0を目指します。

2 人材の確保と資質の向上

第4章 III-8-②

保育等人材の確保と資質の向上

【幼児教育・保育を行う者の見込み数】

単位：人

年度	R1 (実績)	R2	R3	R4	R5	R6
総数	31,254	32,146	33,542	34,647	35,457	36,091
うち 保育士数	23,753	24,530	25,895	26,961	27,794	28,471

〈算出の方法〉

○市町村が教育・保育施設の実態に応じて必要と見込む有資格職員数

- ・職員の処遇向上等に必要な加配も含み、施設運営上必要な見込み数として市町村が把握しているもの。

保育士等の確保・定着のため、様々な取組を行います。

資格取得・新規就業の支援／勤務環境の整備／資質の向上(研修の実施) 等